

尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業選定評価書

	審 査 項 目	審 査 内 容	採点
I 提案者に関する項目	1 経営状況	(1) 諸税について(構成法人含む) →滞納なし。2点 →滞納あり。失格	小計 4点
		(2) 買受契約する事業者について →本市に債権者登録をしている。2点 →本市に債権者登録をしていない(する予定である)。1点	
	2 地元企業加点	(1) 地元企業である。(構成法人含む。支社とは営業所でも可) →本社又は支社が尼崎市内にある。3点 →本社又は支社が兵庫県内にある。1点 →本社又は支社が兵庫県外である。0点	小計 3点

I 提案者に関する項目	3 事業実績	(1) ボトル to ボトル事業実績		小計 14点
		→ボトル to ボトル事業実績があり、1年以上経過している。	3点	
		→ボトル to ボトル事業実績があり、1年未満である。	2点	
		→ボトル to ボトル事業については、試験段階である。	1点	
		(2) 他自治体との取引実績		
		→ボトル to ボトル事業に係る他自治体と取引の実績がある。	3点	
		→ボトル to ボトル事業に係る他自治体と契約締結をしているが、実績がない。	2点	
		→ボトル to ボトル事業では、他自治体との実績がない。	1点	
		(3) ベール品の受入について		
		→水平リサイクルを行う工場に十分な処理余力があり、受入不能時には飲料メーカー等の責任において代替リサイクラーを確保できる。	4点	
		水平リサイクルを行う工場の処理能力を十分に確保する予定であり、受入不能時の代替リサイクラーを確保できる。	3点	
		→処理能力に余力はないが、受入不能時に同業他社等の代替リサイクラーを確保できる。	2点	
		→受入不能時の代替リサイクラーを確保できない。	失格	
		(4) 容リ協総合判定ランクごとのベール品の取引実績(※)		
		→容リ協を通じて、過去に本市ベール品の処理実績がある。	4点	
		→ボトル to ボトル事業で、容リ協判定ランク【D】の処理実績がある。	3点	
		→ボトル to ボトル事業の実績があり、容リ協判定ランク【B】の処理実績がある。	2点	
		→ボトル to ボトル事業で実績がある。	1点	
		→実績がない。	0点	

Ⅱ リ サ イ ク ル に 関 す る 項 目	4 ルート構築	<p>（１）運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化まで国内で持続可能なリサイクルルートを構築されているのか。（外資系企業の参入も考慮）</p> <p>→法人または構成法人でルートが構築されており、運用されている。 4 点</p> <p>→法人または構成法人でルート構築する予定である。 2 点</p> <p>→一部または全体が未構築である。 0 点</p>	小計 16 点
		<p>（２）ラベル、キャップ及び残渣（以下「残渣等」という。）が含まれるべール品でも、再資源化方法を取られている。</p> <p>→残渣等が多く含まれているべール品でも的確に再生されている。 4 点</p> <p>→残渣等（＊１）多く含まれているべール品については、一部再生ができない。 1 点</p> <p>→残渣等含まれている場合には、再生できない。 0 点</p>	
		<p>（３）残渣等の処理（リサイクル）について、対策されているのか。</p> <p>→残渣等からさらにリサイクルできる技術またはルートがある。 4 点</p> <p>（ラベルまたはキャップはリサイクルできており、ガラス残渣は適正に産廃処理）</p> <p>→残渣等は全て産業廃棄物として処理する。 3 点</p> <p>→残渣の処分方法が確保されていない。 0 点</p>	
		<p>（４）残渣等の産業廃棄物処理について</p> <p>→ルートが構築されており法律上問題なく、運用されている。</p> <p>（若しくは残渣が出ない） 4 点</p> <p>→ルートの構築がこれからの予定である。 2 点</p> <p>→ルートが構築されていない。 0 点</p>	
		注：産廃許可を持った運搬・処理業者と契約し、処理していること	

Ⅱ リサイクルに関する項目	5 環境衛生対策	(1) 運搬時の飛散防止対策（悪臭・ベール品落下等）		小計 6 点
		→飛散防止対策（悪臭・ベール品等落下）がされている。	3 点	
		→飛散する恐れがある。（トラックに幌がけ等）	2 点	
		→飛散防止対策ができていない。	1 点	
	6 品質管理	(2) リサイクル工場周辺対策について		小計 8 点
		→生活環境対策が資料から確認でき、効果検証している。	3 点	
		→未実施である	1 点	
		(1) 厚生労働省ガイドラインに沿って安全性の判断基準に沿った品質管理が行われているのか。		
		→品質管理プロセスが構築されており、かつ定期的に検査の実績（資料）がある。	4 点	
		→品質管理プロセスが構築され、当該工場の実績がないが、他工場の実績がある	3 点	
		→品質管理プロセスが構築されているが、稼働実績がない。	0 点	
		(2) 処理工程において不純物を除去できるのか		
		→処理方法により、不純物を除去できる方式を採用しており、 また、定期的にサンプリングを実施している。	4 点	
		→処理方法により、不純物を除去できる方式を採用しているので、 サンプリングはしていない。	1 点	
		→処理できないものは、廃棄物として廃棄している。	0 点	

Ⅱ リサイクルに関する項目	7 環境負荷低減	<p>(1) ISO14001に認証取得状況（独自の環境マネジメントシステムでも可）</p> <p>→リサイクルを実施する事業者全体または、リサイクル工場で認証取得している。 3点</p> <p>→認証取得審査中である。 2点</p> <p>→認証取得していない。 1点</p> <hr/> <p>(2) プロセスコストを抑え CO2 排出量を低減すること。</p> <p>→CO2 排出量の低減に向けたPDCAサイクルが構築され、実践されている。 3点</p> <p>→CO2 排出量の低減に向けたPDCAサイクルが構築されているが、削減されていない。 2点</p> <p>→CO2 排出量の低減に向けたPDCAサイクルが構築されていない。 1点</p> <hr/> <p>(3) 本市のべール品を水平リサイクルできる工場の所在地</p> <p>→兵庫県内にある。 3点</p> <p>→兵庫県外にある。 1点</p>	小計 9 点
	8 啓発事業	<p>(1) ボトル to ボトルに係る啓発事業について（構成法人でも可）</p> <p>→市民、事業者に向けた訴求力の高い独創的な啓発の提案がある。 最高 10点</p> <p>→市民、事業者に向けた一般的なペットボトルリサイクルの啓発の提案がある。 5点</p> <p>→ボトル to ボトル事業に係る啓発の予定がない。 失格</p> <hr/> <p>(2) イベント等でボトル to ボトルに係る啓発事業について（構成法人内でも可）</p> <p>→自治体と協働で啓発事業を行える体制があり、実績が多数ある。 5点</p> <p>→自治体と協働で啓発事業を実施したことがある。 4点</p> <p>→自治体と協働で啓発事業を行うためのパネル等展示物及びノベルティの配布等を提供したことがある。 3点</p> <p>→啓発事業を行っていない。 0点</p>	小計 15 点
	9 実現に向けた提案	<p>・実現に向けた提案内容</p> <p>→実現に向けた具体的な提案内容である。 10点</p> <p>→実現に向けた具体的な提案内容であるが、一部不安要素がある。 5点</p> <p>→実現に向けた具体的な提案となっていなかった。 1点</p>	小計 10 点

Ⅲ 売却価格に関する項目	10 提案金額	提案金額の提示		小計 1 5 点
		→提案金額が容り協の落札価格と同等以上であり、 容り協の落札価格を追随した半年ごとの契約変更ができる。	1 5 点	
		→提示金額が容り協の落札価格と同等以上であるが、 1 年間一定である。	1 0 点	
		→提案金額が容り協の落札価格未満で、 見直しは半年ごとである。	5 点	
		→提案金額が容り協の落札価格未満で、 価格の見直しは1 年ごとである。	3 点	
		→容り協の落札価格と関係なく、逆有償である。	失格	
		合計 1 0 0 点		

※ 尼崎市では、令和8年度の容リ協品質評価において【A】評価（89点）となっている。

※ 得点は、選定委員の採点の合計（400点満点）とする。

※ 募集要項及び仕様書に記載している要件が満たされていない場合は失格とする。

※ 選定委員の審査において、一人でも最低基準である60点未満であった場合は失格とする。

※ 得点が同点の場合は、以下の項目順番で決定とする。

- 1 提案金額に係る得点が高い企業
- 2 啓発事業に係る得点が高い企業
- 3 事業実績に係る得点が高い企業